

軽自動車税の税率改正について

市市民税課 電話(32)6244

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車および雪上車

平成27年度から税率を引き上げる予定でしたが、引き上げを1年間延期し、平成28年度から下記の通りとなります

| 車種 | | 平成27年度まで | 平成28年度から |
|------------------|-------------------|----------|----------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000 | 2,000 |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200 | 2,000 |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600 | 2,400 |
| | ミニカー | 2,500 | 3,700 |
| 軽自動車 | 二輪(125cc超250cc以下) | 2,400 | 3,600 |
| | 雪上車 | 2,400 | 3,600 |
| 小型特殊自動車 | 農耕用 | 1,600 | 2,400 |
| | その他 | 4,700 | 5,900 |
| 二輪の小型自動車(250cc超) | | 4,000 | 6,000 |

三輪および四輪以上の軽自動車

| 車種 | 現行 | 平成27年度から | | 平成28年度から |
|------|----|-----------------------|------------|------------|
| | | 初度検査年月 | | 13年経過車(重課) |
| | | 27年3月以前 ^{注1} | 27年4月以後 | |
| 軽自動車 | 三輪 | 3,100 | 3,900 | 4,600 |
| | | 3,000 | | 4,500 |
| 四輪 | 貨物 | 営業用 | 経過措置(現行通り) | 4,500 |
| | | 自家用 | | 6,000 |
| | 乗用 | 営業用 | 6,900 | 8,200 |
| | | 自家用 | 7,200 | 10,800 |
| | | | | 12,900 |

(注1) 三輪および四輪以上の軽自動車に係る経過措置

平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両について、平成27年度以後も現行の税率を据え置く経過措置を適用します

(注2) 三輪および四輪以上の軽自動車に係る経年重課

最初の新規検査から13年を経過した車両について、平成28年度から改正後税率の約20%を上乗せ(重課)します。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の電気自動車および被けん引車は重課の対象外です

(注3) 三輪および四輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)

平成27年度中に最初の新規検査を受けた車両のうち、下記の要件に該当するものについて、平成28年度の軽自動車税を軽減します

要件1 電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車(平成21年度排ガス規制10%以上低減)

要件2 平成17年度排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+20%(+35%)達成車

要件3 平成17年度排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準(+15%)達成車(要件2および3の()内は貨物の数値)

| 車種 | | 要件1 ^{注3} | 要件2 ^{注3} | 要件3 ^{注3} |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 軽自動車 | 三輪 | 1,000 | 2,000 | 3,000 |
| | 四輪 | 貨物 | 営業用 | 1,000 |
| 自家用 | | | 1,300 | 3,800 |
| 乗用 | | 営業用 | 1,800 | 3,500 |
| | | 自家用 | 2,700 | 5,400 |
| | | | | 8,100 |

国保税などの納期限 内納入について

6月中旬に平成27年度の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付書(1~10枚)を、郵送します。納付書は、納期ごとに1枚ずつ分かれていきますので、納付の際は、各納期限をよく確認して、期限内に納めてください

詳細 電話(32)6426

国民健康保険からの お知らせ

国民健康保険税は世帯全員が65歳以上になると、原則として年金から天引きされますが、口座振替によるお支払いを選択することもできます。ご希望の方は、お問い合わせください。なお納付書によるお支払いはできなくなります

詳細 電話(32)6418

事業主の皆さまへ

市では中小企業が経営力・技術力強化のため社員を派遣する講座の受講料の一部を補助します

中小企業人材育成補助金

対独立行政法人中小企業基盤整備機構の主催する研修事業を受ける方

支給額 1人につき2万円を上限とし、1事業者につき年間最大10万円

申請 受講前に所定の様式にて工業労政課 電話(32)6432

選挙人名簿を 縦覧します

選挙人名簿 6月1日現在で新たに選挙人名簿に登録された方の氏名、名簿に登録された方の氏名、

住所、生年月日を記載したものの

在外選挙人名簿

6月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録された方の氏名、經由領事官の名称、最終住所、生年月日を記載したものの

縦覧期間 6月3日(水)~7日(日) いずれも8時30分~17時

所詳 選挙管理委員会事務局 (市役所7階) 電話(32)6764

※土・日曜日は夜間休日受付窓口

広告